

【医療安全対策について】

当院では、医療安全対策と患者様の安全確保を推進するために以下の役職及び組織等を設置しております。

- (1) 医療安全管理者
- (2) 医療安全管理委員会
- (3) 医療に係る安全確保を目的とした報告
- (4) 医療に係る安全管理のための職員研修

医療安全管理委員会は、院長又は副院長を委員長とした基幹委員会で、院内における医療事故等の情報収集、医療事故防止のための具体的対策の検討及び推進、医療事故防止のための教育及び研修等の方針決定等、医療安全管理に係わることを決定し実行しており、以下の職員をもって構成しています。

診療部門	:	院長又は副院長、医師
看護部門	:	看護部長又は副看護部長、看護部事故対策委員長
リハビリ部門	:	リハビリ支援部次長、地域ネットワーク部次長又は地域連携室長、薬剤科主任、栄養科主任
事務部門	:	事務長
法人本部	:	総務課主任

当院では、医療安全管理者等による相談および支援を受けることができます。
詳しくは患者相談窓口へお尋ねください。

(相談窓口：医療安全管理者 遠藤 学)

令和4年1月1日

福井記念病院 医療安全管理委員会